

京丹波町告示第60号

京丹波町金入設計書の情報提供に関する要綱

(目的)

第1条 この告示は、京丹波町情報公開条例（平成17年京丹波町条例第9号。以下「条例」という。）第1条の目的に基づき、公共工事に係る単価及び金額の記載された設計書（以下「金入設計書」という。）の閲覧、写しの交付、電磁的記録の複製交付又は電子メールによる交付（以下「情報提供」という。）に関し必要な事項を定めることにより、事務の簡素化並びに迅速化を図り、もって町政の透明性の向上に寄与することを目的とする。

(情報提供の対象)

第2条 情報提供の対象とする金入設計書は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 当該金入設計書に係る工事が、電子入札システムを利用し、申請時において開札が終了していること。
- (2) 条例第6条各号のいずれかに該当する情報が含まれないこと。
- (3) 第3条第1項の申込書を提出する日の属する年度又は前年度に契約した公共工事であること。

(情報提供の申込手続)

第3条 情報提供を申し込む者（以下「申込者」という。）は、金入設計書情報提供申込書（別記様式。以下「申込書」という。）を実施機関（条例第2条第2号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）に提出又は京都府・市町村共同電子申請システムにより申請しなければならない。

- 2 前項の申込書は、管財課に提出しなければならない。
- 3 電磁的記録（電磁的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）の複製交付を希望する申込者は、申込書1枚につき光ディスク（新品未開封の光ディスクに限る。）1枚を添付しなければならない。

(情報提供の方法)

第4条 金入設計書の情報提供は、閲覧、写しの交付、電磁的記録の複製交付又は電子メールによる交付の方法により行うものとする。

- 2 実施機関は、前条に規定する申込書を受け付けたときは、当該申込書

を受け付けた日の翌日から起算して15日以内（京丹波町の休日を定める条例（平成17年京丹波町条例第2号）第1条に規定する休日を除く。）に、情報提供するものとする。

（費用）

第5条 条例第10条の規定は、この告示による情報提供に要する費用について準用する。

（委任）

第6条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和5年7月18日から施行する。